

7－5 調査書の作成

7－2、7－3、7－4の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- (1) 営業調査表
- (2) 居住者等調査表
- (3) 動産調査表

第3節 算定

7－6 補償額の算定

1. 営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。
2. 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員の指示を受けるものとする。
3. 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

8－1 消費税等に関する調査等

消費税等に関する調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいうものとする。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第1項第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

8－2 調査

1. 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。
 - (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
 - (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
 - (5) 消費税簡易課税制度不適用届出書

- (6) 消費税課税事業者選択届出書
- (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書
- (8) 消費税課税事業者届出書
- (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- (10) 法人設立届出書
- (11) 個人事業の開廃業等届出書
- (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- (13) その他の資料

2. 受注者は、前項に掲げる資料が存在しない等の理由により必要な資料の調査ができるときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

8－3 補償の要否の判定等

- 1. 消費税等に関する調査書は、8－2調査の調査結果を基に作成するものとする。
- 2. 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日付け9－49農林水産省構造改善局建設部設計課長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

9－1 予備調査

予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を把握するために行う調査をいうものとする。

9－2 企業内容等の調査

予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織